

質問第六一号

保護者が里帰りした際のことどもの定期予防接種に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年四月十五日

宮 沢 由 佳

参議院議長 山東 昭子 殿

保護者が里帰りした際のこどもの定期予防接種に関する質問主意書

こどもの定期予防接種（以下「定期接種」という。）の実施主体は自治体（区市町村）であることは承知の上で、少子化対策の観点から以下質問する。

一 定期接種実施要領（「予防接種法第五条第一項の規定による予防接種の実施について」（平成二十五年三月三十日付け健発〇三三〇第二号厚生労働省健康局長通知）別添）では、保護者が里帰り等の理由により、居住地以外の自治体において定期接種を受けることを希望する場合、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ接種の実施を依頼する等の配慮を求めているが、その意義、目的を示されたい。

二 多くの自治体において、里帰り出産の際に、他自治体で定期接種を受けられる制度が存在するが、一部の自治体では、例えば、その自治体の属する都道府県を越えたとき等には適用されない場合がある。

少子化対策の観点や、安心して出産、育児ができる環境づくりの観点から定期接種は国が責任を持つて、保護者の里帰り先等、どこの自治体においても無料で受けられるようにすべきと考えるが見解を示されたい。

右質問する。